

令和7年度 入札・契約の対応方針  
(工事)

令和7年4月  
中国地方整備局  
港湾空港部



目次

★ 見直し又は新たな取組み

- ◆ 競争参加資格要件の改善に向けた取組み
  - 1. 主任(監理)技術者等未経験者育成型の試行…………… P 1
- ◆ 総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み
  - ①企業に対する評価の改善
    - 2. 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】…………… P 2
    - 3. **ワーク・ライフ・バランス等の推進の改善★**…………… P 3
    - 4. 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価…………… P 4
    - 5. **工事成績優秀企業認定制度の表彰(ゴールドカード制度)の評価★**…………… P 5
    - 6. 賃上げを実施する企業への加点措置…………… P 6
  - ②企業及び技術者に対する評価の改善
    - 7. **担い手育成の活動評価【中国独自】★**…………… P 7
- ◆ 入札・契約手続きの改善に向けた取組み
  - 8. 港湾5工種における特定JVに対する評価方法【中国独自】…………… P 8
  - 9. 技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】…………… P 9
  - 10. 自主採点書類の提出【中国独自】…………… P10
  - 11. **発注標準の見直し★**…………… P11
  - 12. 書類簡素化の取組み…………… P12

# 1. 主任(監理)技術者等未経験者育成型の試行

継続

## ◇経緯

- ・昨今の担い手不足や技術者の高齢化、受注機会の減少等に起因し、入札時に求められる施工経験を有する技術者の減少といった課題が顕在化している状況。
- ・令和6年4月1日以降に公告する工事より、主任(監理)技術者等（主任技術者、監理技術者及び現場代理人）として施工経験を有さない技術者の育成機会の創出、また、施工経験の多い技術者（技術指導者）を併せて配置することで技術の伝承を図ることを目的として、年齢要件を撤廃した、主任(監理)技術者等未経験者育成型の工事に見直して試行を実施中。

## ◇見直しの概要

	【令和5年度以前】 若手技術者登用促進型（工事）	【令和6年度～】 主任(監理)技術者等未経験者育成型（工事）
対象	満40歳未満の配置予定主任(監理)技術者	主任(監理)技術者、現場代理人を未経験の配置予定主任(監理)技術者 <b>(年齢要件なし)</b>
評価方法	技術指導者の実績で評価	同左
摘要	活用回数に制限なし	活用は、競争参加資格に定める同種工事にて主任(監理)技術者等の実績を有する迄

### ■令和6年度の試行状況

- ・活用**6工事**※1 / 全18工事※2  
(未経験者の年齢 28歳, 28歳, 32歳, 37歳, 32歳, **60歳**)

※1 主任(監理)技術者等未経験者育成型を活用して受注した工事件数  
 ※2 技術提案評価型A型を除くすべての工事（R6年12月末までの実績）



### ■令和7年度の方針

- ・引き続き**試行**し、効果を確認していく。

## 2. 特定 J V 発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】

継続

### ◇経緯

- ・地元企業の健全な育成と地域の景気浮揚につなげることを目的として、令和6年4月1日以降に公告する工事より、単体・特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員に地元中小企業を含む場合は、加点評価を行う試行を実施中。

### ◇試行内容

- ・特定 J V 発注工事における地元中小企業評価に関して、単体・J V 代表者はA等級、J V 構成員はA等級又はB等級を対象。
- ・地元とは、A等級においては中国地方整備局管内（港湾空港関係）に本社（本店）を有する者とし、B等級においては当該工事場所の管轄県内に本社（本店）を有する者とする。
- ・中小企業とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社とする。
- ・対象は、**港湾土木工事**とし、予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満の工事とする。
- ・以上を踏まえ、地元中小企業の出資比率に応じて加点を行う。

技術提案評価型 S型	総合評価対象 60			賃上実施 企業に対 する加点 4
	技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	

技術提案評価型 S型 (地元中小企業評価型)	総合評価対象 60			賃上実施 企業に対 する加点 4
	技術提案 30	地元中小企業 出資率	企業の能力等 10 技術者の能力等 10	

「地元中小企業の出資比率」に応じて加点評価

### ■ 令和6年度の試行状況

・活用 **1工事**※1 / 全 **1工事**※2

※1 参加表明のあった4者すべてが加点評価あり

※2 R6年12月末までの実績



### ■ 令和7年度の方針

- ・ **引き続き試行**し、効果を確認していく。

### 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進の改善

見直し

#### ■背景

- 平成29年度より、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組方針の活用」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるよう、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を行っている。
- 将来の労働力不足が懸念されている中で、ニーズの多様化やグローバル化に対応するためにも、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠となっており、女性の活躍の推進が重要となってくる。

#### ■見直し内容

- 更なる取組みの拡大(現行以外の工事にも適用)を図り※、女性の活躍推進を促す。  
※令和7年10月以降の導入を予定

【現行】

港湾土木工事 WTO（段階的選抜方式）及び A等級の工事

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）  ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん認定企業）  ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	企業の能力等の合計配点の5%

港湾土木工事 WTO（段階的選抜方式以外）

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）  ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん認定企業）  ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1.0

- ◆共同企業体の場合の取扱い  
代表者又は構成員のいずれかが、ワーク・ライフ・バランス等推進企業として認定されていれば加点対象とする。
- ◆認定等の確認方法  
認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しの添付にて確認する。  
(外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。)

継続

## 4. 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価

### ◇経緯

- 港灣工事や災害時に必要不可欠な作業船は、その隻数の減少に歯止めがかからない状況。また、NOx排出規制適用前に建造された船舶が95%を占める等、老朽化も進んでおり、環境性能の高い作業船への代替を促進する必要がある。
- 平成26年度より、作業船を使用する工事において、作業船の保有状況及び環境性能達成状況を加点評価しており、令和元年度には、環境性能の高い新造船の自社保有をより優位に評価するよう見直し、さらに令和2年度には共同保有に対する評価を引き上げるよう見直しを実施。

### ◇評価方法

- 作業船の保有 → 3段階評価（保有比率又は保険支払費率に応じて最大2点の加点）
- 保有作業船の環境性能 → 5段階評価（作業船の新造時期、環境性能に応じて最大2点の加点）

### ■ 試行状況

実施年度	①適用工事件数	②参加表明者数	加点評価の項目	②のうち加点者の数(③)	加点者が落札者となった件数(④)	加点者率(=③÷②)	落札者率(=④÷①)
H30年度	23	109	作業船の保有	33	8	30.3 %	34.8 %
			作業船の環境性能	14	7	12.8 %	30.4 %
R元年度	27	93	作業船の保有	30	13	32.3 %	48.1 %
			作業船の環境性能	10	4	10.8 %	14.8 %
R2年度	19	69	作業船の保有	24	9	34.8 %	47.4 %
			作業船の環境性能	13	5	18.8 %	26.3 %
R3年度	30	113	作業船の保有	17	9	15.0 %	30.0 %
			作業船の環境性能	4	4	3.5 %	13.3 %
R4年度	17	56	作業船の保有	10	6	17.9 %	35.3 %
			作業船の環境性能	3	2	5.4 %	11.8 %
R5年度	17	65	作業船の保有	5	3	7.7 %	17.6 %
			作業船の環境性能	3	2	4.6 %	11.8 %
R6年度	13	54	作業船の保有	10	5	18.5 %	38.5 %
			作業船の環境性能	10	5	18.5 %	38.5 %

※R6年度は12月末までの実績

### ■ 確認の結果

- 令和3年度より「作業船の環境性能」にかかる加点者率が減少したが、令和6年度は復調傾向。
- 環境性能の高い作業船への代替促進は重要な施策であることから、令和7年度内のチャレンジ型への拡大の検討も含め、引き続き試行しながら、効果や課題を確認していく。

## 5. 工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕の評価

**見直し**

## ◇背景

- ・平成27年度より、工事成績優秀企業のインセンティブをより明確化することで、企業の認定意識の向上を促し、認定企業の増加に繋げるべく、工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕を個別項目として評価を行っている。
- ・一方、近年は、工事の品質・出来形の向上をはじめ様々な技術や工夫、また安全対策の強化のもと工事が行われていることもあり、工事成績優秀企業認定企業は増加傾向となっている。

## ◇見直し内容

- ・令和5年度より、評価対象期間を過去1ヶ年としていたが、近年における工事件数を踏まえ、評価対象期間を過去2ヶ年へ見直しを行う（下記参照）。
- ・令和7年4月1日以降に公告する工事から適用する。

	評価項目	評価基準
現 状	工事成績優秀企業認定制度の表彰 〔ゴールドカード制度〕（港湾空港関係） 〔過去1ヶ年〕	表彰の実績有り
		表彰なし



	評価項目	評価基準
見 直 し 後	工事成績優秀企業認定制度の表彰 〔ゴールドカード制度〕（港湾空港関係） 〔過去2ヶ年〕	表彰の実績有り
		表彰なし

継続

## 6. 賃上げを実施する企業への加点措置

## ◇経緯

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して技術評価点の加点を行う措置を令和4年4月1日以降契約する工事について適用。（以下「本取組」という。）

## ◇評価項目

事業年度又は暦年において、対前年度比又は対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」（※）を 所定率\*以上増加させる旨を従業員に表明していること。

所定率\*：【大企業】3%、【中小企業等】1.5%

（※）中小企業等については「給与総額」又は「給与等受給者一人当たりの平均受給額」のいずれかを採用することも可能とする

## ◇評価方法及び配点

- 上記の評価項目に該当する「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出した入札者に対して加点（総合評価のタイプにより3～4点）する。

**（注意事項）賃上げ基準に達していない者のペナルティ**

- 本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に本取組の加点措置以上(1点多い配点)の減点措置を行います。（本取組を行う政府調達に対して同様の措置を適用。）

※本取組に関する国交省統一QA集掲載HP→[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_fr\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html)

## ■実施状況

	令和6年度※ 対象工事件数	うち賃上げ加点を受 けた件数（割合）
港湾5工種	31件	28件 (90.3%)

※ 12月末迄の実績

## 7. 担い手育成の活動評価【中国独自】

見直し

## ■背景

- 平成26年度より、建設業就業者の若手技術者の雇用促進に繋がる目的で、雇用実績がある場合に評価を実施してきたが、昨今の雇用が厳しい状況を踏まえ、「若手技術者等の雇用」の評価に代えて、出前講座、現場見学会等の「担い手育成の活動」に係る取組みを実施した企業へ加点評価する。

## ■試行内容

- 建設業の担い手育成活動として、「現場見学会の開催」や「出前講座」、「イベント」等の取組を実施した企業へ加点評価する。
- 評価の対象期間については、過去2年間とする。
- 対象工事は、施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型とする。
- 令和7年4月1日以降に公告する工事から適用する。

評価項目	配点	評価基準
若手技術者等の雇用〔過去2年間〕	1~3	若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用
	0.5~1.5	若手(満年齢29歳以下)の雇用
	0	雇用無し



評価項目	配点	評価基準
担い手育成の活動	1~3	過去2年間において、下記のいずれかの取組を実施 ・講義、出前講座、現場見学会、イベント等
	0	無し

## 8. 港湾 5 工種における特定JVに対する評価方法【中国独自】

継続

### ■ 背景

- 政府調達協定契約における適用額について、令和6年4月1日以降の公告より8億1千万円以上を対象とした契約となった。一方で、特定建設工事共同企業体により競争を行う工事としては、概ね5億円以上を目安として発注している。
- 政府調達協定契約工事では、これまで同様、企業及び技術者の能力等については評価対象外であるが、上述のとおり、工事規模によっては企業及び技術者の能力等の評価対象となることから、評価項目毎の評価対象者を以下のとおりとする。（令和6年4月1日以降に公告する工事から適用中）

### ◆ 特定JV対象工事における評価対象

評価項目	WTO工事以外 評価対象		WTO工事 評価対象	
	特定JV代表者	特定JV構成員		
企業 の 能力 等	同種工事の施工実績	○	－	－
	同種工事の施工実績規模	○	－	－
	工事成績	○	－	－
	優良表彰	代表者・構成員のうち評価の高い方		－
	ゴールドカード表彰	代表者・構成員のうち評価の高い方		－
	作業船の保有	代表者・構成員いずれか		－
	作業船の環境基準	代表者・構成員いずれか		－
技術者 の 能力 等	同種工事の施工実績	○	－	－
	同種工事の施工実績従事役職	○	－	－
	同種工事の施工実績規模	○	－	－
	工事成績	○	－	－
	優良表彰	○	－	－
	中国管内の施工実績	○	－	－
	継続教育学習(CPD)	○	－	－
資格の取得状況	○	－	－	
賃上げ実施表明企業	代表者・構成員とも	同左	同左	
WLB等推進企業	代表者・構成員いずれか	同左	同左	

## 9. 技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】

継続

## ◇経緯

- ・技術提案評価型では、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえ、WTO対象工事で2つ、それ以外の工事では1つの「テーマ」を指定し、1テーマにつき3つの施工上の工夫等の技術提案を求めてきた。しかしながら、全国的な工事量の増加や働き方改革の進展等に伴い、技術提案書の作成にかかる負担が大きくなっている状況。
- ・令和2年度より、施工上の技術的課題が少ない工事について、1テーマにつき求める技術提案数を「3」から「2」に削減する試行を導入。
- ・対象工事は施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえて選定。

## ■試行状況

年度	WTO対象	WTO対象以外	件数合計 <試行件数で内数>
R4	8件 < 2件 >	8件 < 2件 >	16件 < 4件 >
R5	6件 < 4件 >	6件 < 0件 >	12件 < 4件 >
R6	2件 < 0件 >	10件 < 8件 >	12件 < 8件 >

※R6年度は12月末迄の実績



## ■令和7年度の方針

- ・技術提案書の作成にかかる負担が軽減されたとの意見もあるが、**引き続き試行を行い、効果や課題を確認**していく。

項目	分類	求める提案数
技術提案	WTO対象工事 (技術提案評価型S型)	2テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が 少ない工事 (試行)	<u>1テーマ×2~3提案</u> <u>1テーマ×2提案</u>
	WTO対象工事以外の工事 (技術提案評価型S型)	1テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が 少ない工事 (試行)	1テーマ×2提案

継続

10. 自主採点書類の提出【中国独自】

◇経緯

- ・総合評価落札方式における「企業及び技術者の能力等」及び「地域貢献度・精通度等」の評価並びに評価値の算定は公正・公平に行われなければならない。
- ・従前、評価値の算定は発注者側のみで行っていたが、可能な限り、競争参加申請者側でもこれを算定し、両者突き合わせることでその確かさをチェックすることが望ましい。
- ・このため、令和元年度下半期より、WTO対象工事を除く全ての工事について、競争参加資格確認申請書提出時に申請者自身による「自主採点書類」の提出を求めることとした。なお、提出は任意としている。

■ 試行状況

- ・本官発注工事、分任官発注工事とも、**ほぼ全ての申請者から「自主採点書類」が提出されている。**



■ 確認の結果

- ・評価値の算定に関して、**チェック機能が強化され、ミス防止につながっている。**
- ・**引き続き試行を行っていく。**

自主採点表

工事名称： \_\_\_\_\_  
会社名： \_\_\_\_\_

参考様式

(注) 下表には、当該工事における評価対象項目以外の項目も含まれているため、自主採点にあたっては、当該工事の『技術提案説明書』又は『簡易な施工計画等説明書』又は『施工能力等説明書』に記載された評価項目を確認のうえ、該当する項目のみに記入すること。また、評価点数は、『技術提案説明書』等に記載された配点を確認のうえ、記入すること。

評価項目	評価基準	自主採点欄	
		番号	評価点
同種工事の施工実績	① 国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績 ② 地方公共団体(港湾管理者含む)の施工実績 ③ 民間での施工実績		
同種工事の施工実績の施工規模	① 当該工事の設計数量以上 ② 当該工事の設計数量未満		
管内(港湾空港関係)の当該工種の工事成績評定点の平均点	① 80点以上 ② 77.5点以上80点未満 ③ 75点以上77.5点未満 ④ 72.5点以上75点未満 ⑤ 70点以上72.5点未満 ⑥ 70点未満		
管内(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰又は安全管理優良請負者表彰	① 局長表彰の実績有り ② 事務所長表彰の実績有り ③ 表彰なし		
新技術の採用 ※加点点評価されることを前提として記入	① NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用有り ② NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用無し		
工事成績優秀企業認定制度(ゴールドカード制度)の表彰	① 表彰の実績有り ② 表彰なし		
作業船の保有	① いずれかの作業船を自社保有している ② いずれかの作業船を共有している ③ その他		
平成22年7月以降に自ら新造した環境性能を満足する作業船の保有状況等	① 自ら新造した自社保有船で窒素酸化物放出基準を満足 ② 自ら新造した共有船で窒素酸化物放出基準を満足 ③ 自ら新造していない中古船又は原動機駆動船で窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足 ④ 自ら新造していない中古船又は原動機駆動船で窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足 ⑤ 上記以外		
指定する種類の登録基幹技能者又は建設マスターの配置	① 登録基幹技能者又は建設マスターを2名配置 ② 登録基幹技能者又は建設マスターを1名配置 ③ 配置なし		
若手技術者等の雇用	① 若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用有り ② 若手(満年齢29歳以下)の雇用有り ③ 雇用なし		
技術開発実績の有無	① NETISへの登録、港湾関連民間技術又は建設技術審査証明の評価を受けた自社開発の実績あり ② 実績なし		
ICTの活用計画	① 全ての段階で全面的に活用する場合 ② 全ての段階で全面的に活用する計画でない又は活用しない		
			[小計]
同種工事の施工経験	① 国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工経験 ② 地方公共団体(港湾管理者含む)の施工経験 ③ 民間での施工経験		

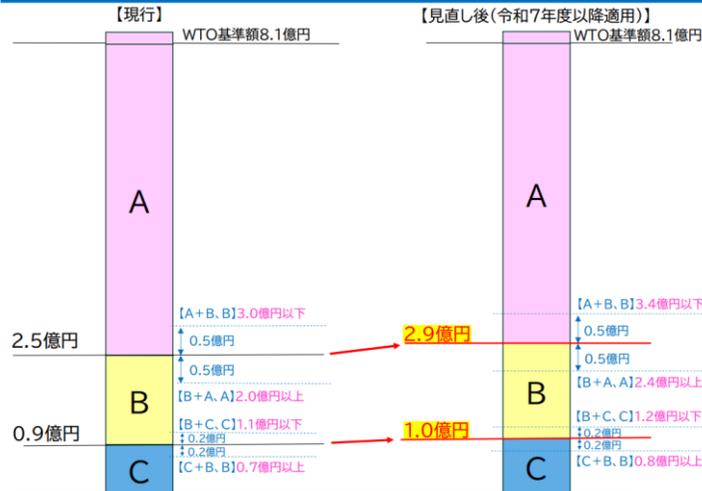
見直し

11. 発注標準の見直し

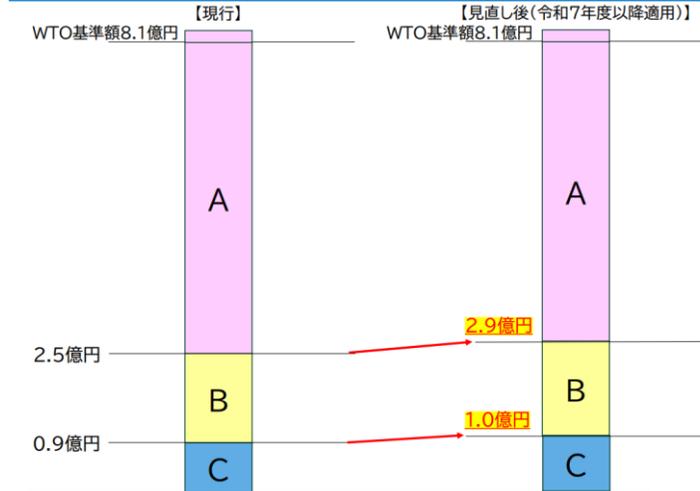
◇背景

- ・ 急激な物価上昇に伴い、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事等の発注標準を見直し。
- ・ 令和7年4月1日以降に契約する工事から適用する。

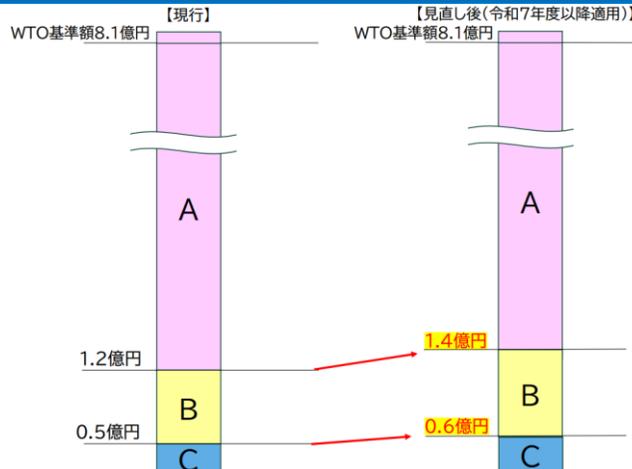
発注標準の見直しイメージ（港湾等土木、港湾等しゅんせつ）



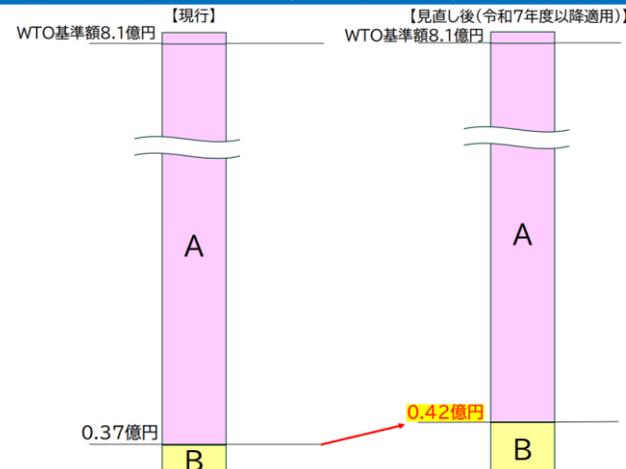
発注標準の見直しイメージ（空港等土木）



発注標準の見直しイメージ（空港等舗装）



発注標準の見直しイメージ（港湾等鋼構造物）



継続

## 12. 書類簡素化の取組み

項目	内容	適用対象	備考
工事实績を証明する書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事实績情報システム（CORINS）登録データの写しの提出を不要とする</li> <li>表彰実績に係る証明資料の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度～全工事</li> <li>令和5年度～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事实績情報システム（CORINS）登録データによって確認できない項目については、的確に判断できる最小限の証明書類の添付が必要</li> <li>提出様式に表彰実績の有無を記載し、証明資料は提出不要とする</li> </ul>
監理(主任)技術者の申請方法の変更	配置予定技術者の申請を複数名申請から1名申請とし、併せて契約後の変更を認める	平成30年度～全工事	変更申請受付期間は契約日から工事着手日の1週間前まで（変更前の技術者と同等以上の能力等を有することが必要）
参加要件にかかる書類(工程計画表)の簡素化【中国独自】	総合評価落札方式において、標準点（100点）を付与する判断根拠としてきた「 <u>工程計画表</u> 」の提出を不要とする	令和元年度～技術提案評価型S型を適用する工事	標準点は設定された競争参加資格要件を満たす者に一律に付与する
技術提案にかかる書類(施工実績)の簡素化【中国独自】	提案した技術の <u>施工実績を示す書面の提出を不要とする</u>	令和元年度～技術提案評価型S型を適用する工事	提案の実現性（提案の施工実績）については、必要に応じ、技術提案書様式に記載することとする
作業船の保有等の評価にかかる書類(写真)の簡素化【中国独自】	作業船の保有状況、環境基準達成への取組み状況を評価するために求めている書類のうち、 <u>作業船の船名、原動機の型式番号が分かる写真の提出を不要とする</u>	令和元年度～全工事	申請時に提出した書類に記載された作業船及び原動機については、これまでどおり、現場施工時に、現地で船名及び原動機に刻印された製造番号の照合確認を行う